

9条を守る！ 9条が守る！！

戦争で何かいいこと、ありますか？

食べ物もなく死の恐怖にさらされる、

そんな日本にしたいですか？

私たち「九条の会さかど」は、

「日本を再び戦争をする国にしてはならないと

戦争を放棄した『憲法9条』を守ろう」

という一点で集まりました。

「9条」は、すごい力を持っています。

日本を「戦争をしない国」として、

70年も守っているのです。



九条の会さかど

九条の会さかどでは

毎月第4木曜日10時から12時まで、
北坂戸駅東口の坂戸市文化施設オルモ
1階にあるフリースペースで、誰でも
参加できる運営委員会を開いています。

これまでとこれからと

- 05年5月 九条の会さかど発足
- 06年4月 「憲法9条、未来をひらく」講演会
- 06年8月 戦争体験を語り継ぐ会(毎年8月開催)
- 06年12月 戦争体験を語り継ぐ会(毎年12月開催)
- 06年9月 「命に国境はない」高遠菜穂子講演会
- 07年4月 坂戸市「市民活動団体」登録
- 08年2月 早春のつどい(毎年2月開催)
- 08年3月 「市民活動フェア」毎年3月参加
- 08年6月 3周年「九条世界会議・平和紙芝居」
- 08年8月 語り継ぐ会で『大空襲の5日後に』
- 08年11月 「どう生かす！違憲判決」自衛隊
イラク派兵差止訴訟弁護団の報告
- 09年6月 4周年「坂戸市平和都市宣言」出前講座
- 09年11月 『冬の兵士 良心の告発』上映会
- 10年5月 5周年「井上ひさし憲法セミナー」
- 10年10月 どうする9条！ディスカッション
- 11年6月 6周年「坂戸の戦争遺跡を学ぶ」
- 11年10月 坂戸の戦跡めぐり(毎年10月開催)
- 12年6月 7周年「3.11と原発事故から学ぶ」
- 13年6月 8周年「陸軍坂戸飛行場の思い出」
- 14年2月 早春のつどい「憲法制定」学習会
- 14年6月 9周年「埼玉県平和資料館」見学
- 15年6月 10周年「奥平康弘さんの志」上映
- 15年8月 「日本軍『慰安婦』とされた女性たち」
- 16年6月 11周年「自民党改憲草案」
- 17年3月 「発見！市民活動フェア」参加
- 17年4月 坂戸市「公益市民活動団体」登録
- 17年6月 12周年「10区市民の会」
- 18年2月 早春のつどい「坂戸にも核のごみ？」
- 18年6月 13周年「戦場体験を受け継ぐとは」
- 18年8月 戦争体験を語り継ぐ会
- 18年10月 坂戸の戦跡めぐり
- 18年12月 戦争体験を語り継ぐ会
- 19年2月 早春のつどい
- 19年3月 「発見！市民活動フェア」参加

九条の会さかど

陸軍飛行場の弾薬庫が坂戸中学校に
残っているのをご存知ですか

市役所の駐車場にも

陸軍と刻まれた石柱が残っています

「平和都市宣言」を行なった

坂戸市の市民として

九条の会さかどは戦争遺跡めぐりや

戦争を語り継ぐ会を開催しています

日本の宝「憲法9条」を学び

9条の輪を広げませんか

未来を担う子どもたちに

平和のバトンをつなぎませんか



届けよう
みんなの心に

憲法9条

九条の会さかど

連絡先

〒350-0224 埼玉県坂戸市山田町10-53 小林方
電話 049-282-4968 (FAX兼用)
メール sakado@9jo.jp
<http://www.9jo.jp/sakado>

坂戸市民のみなさんへの呼びかけ

坂戸市民のみなさん。今日ここに、平和を大切にしようという一点で結び合える人たちが集まりました。

日本は世界に誇るべき「戦争をしない国」です。太平洋戦争の敗戦から60年間、日本は一度も外国と戦争をすることなく、戦争のために人命を犠牲にすることもなく、平和を守り続けてきました。これは日本国憲法第九条において、戦争の放棄と武力の不行使を定めたおかげです。

いま、この九条を中心に日本国憲法を「改正」しようとする動きが活発になっています。九条以外の条項を変えようという改憲論もありますが、いまの動きの究極の目標は、九条を変えて日本を「戦争をする国」にしてしまうことです。

外国に対する武力の行使は、その国の民衆の生活を奪い、生命を奪うことにつながります。行使する側にも、生命と精神に多大のダメージを与えます。私たちは唯一核兵器の被害を受けた日本国民として、このような野蛮な戦争行為を永久になくすために、憲法九条の精神を大切にする必要があります。

このような考えにたって、昨年発表された大江健三郎氏ら九名の「九条の会アピール」に賛同する立場から、九条を守ろうという一点で幅広い共同と運動への参加を呼びかけるものです。

「平和都市宣言」をおこなった坂戸市の市民として、私たち大人のみならず未来を担う子どもたちや孫たちのためにも、平和を願う声を高らかに上げようではありませんか。一人でも多くの市民が、「九条の会」の運動の輪に加わってくださることを期待し、参加を呼びかけます。

2005年 5月28日

「九条の会さかど」呼びかけ人一同

会 則

第1条 名称

- ・本会は名称を「九条の会さかど」とします。

第2条 活動

- ・本会は、大江健三郎氏ら9名の「九条の会アピール」に賛同する立場から、憲法9条を守ろうという一点での幅広い共同を行ないます。

第3条 会員

- ・本会の活動に賛同する方は、会員になることができます。
- ・会員は、本会の活動に参加することができます。
- ・会員は、休会あるいは退会することができます。

第4条 組織

- ・本会は、会を代表する「代表委員」を設けます。代表委員の追加は、当面、運営委員会の合議によってなされます。
- ・本会は、会の運営のため「運営委員会」を設けます。運営委員会は会員の中から選ばれた運営委員で構成されます。運営委員の補充は、当面、運営委員会の合議によってなされます。運営委員会には会員も参加し発言することができますが議決することはできません。
- ・本会は、会の動きをスムーズにするため「運営委員会」に「事務局」を置きます。

第5条 その他

- ・会則に定めていない事柄については、「運営委員会」において話し合って決めるものとします。
- ・本会の連絡先は、「事務局」に置きます。
- ・本会則は、2006年8月8日に採択され、2007年5月26日に改定されました。